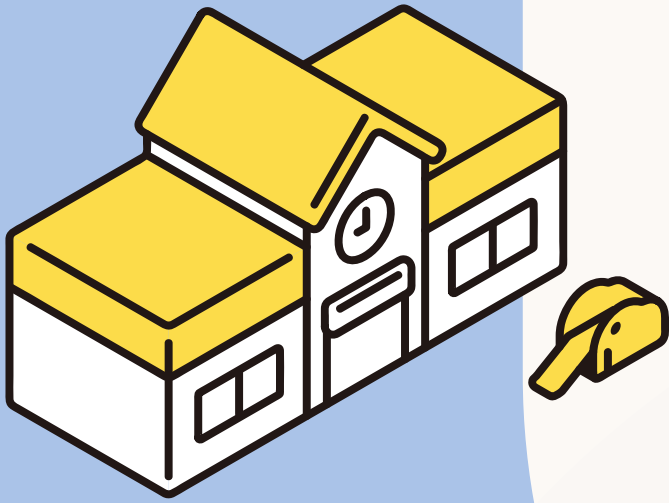
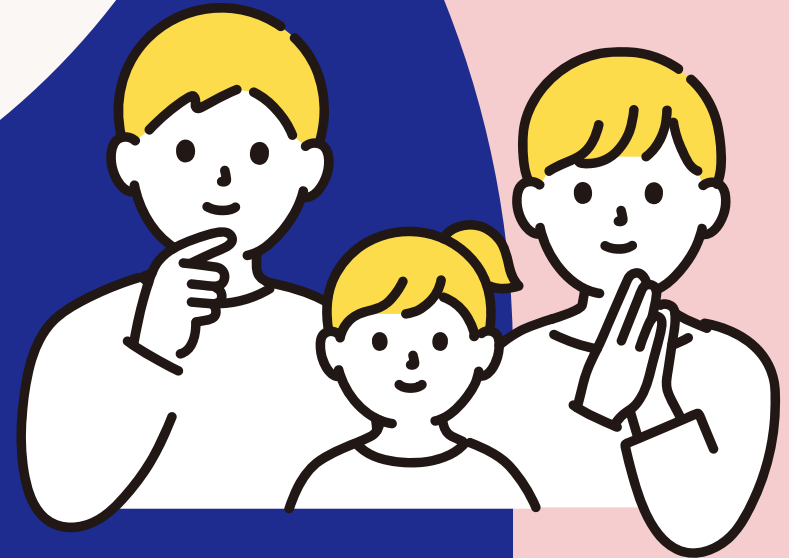




幼児教育・保育の無償化

草加市 保育課



この動画でわかること

- ①無償化対象施設
- ②認定の種類と申請方法
- ③給付までの流れと請求方法



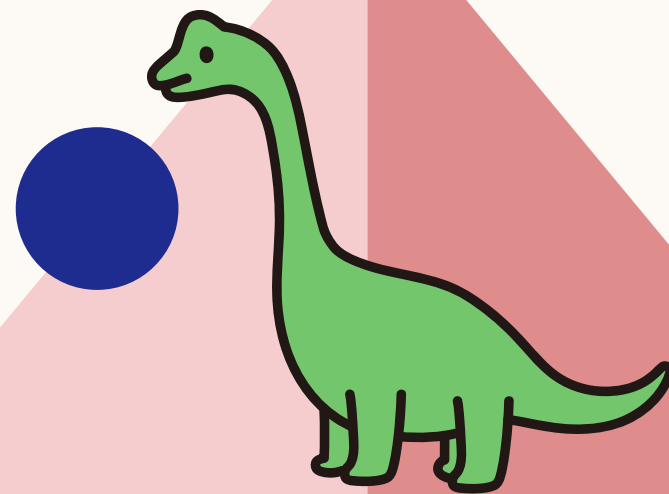
無償化の対象

私立幼稚園

認定こども園（幼稚園部分）

新制度移行幼稚園

認可外保育施設等





私立幼稚園

新制度未移行幼稚園
(私学助成幼稚園)

認定の種類

- ①新1号認定（満3歳児クラス以上）
- ②新2号認定（3歳児クラス以上）
- ③新3号認定（非課税世帯かつ満3歳児クラス）



新1号認定

対象のこども

- ・幼稚園の基本の時間のみを利用
(幼稚園の預かり保育を利用しない)
- ・保育を必要とする事由に該当しない



新2号認定・新3号認定

対象のこども

- ・幼稚園の預かり保育を利用する
- ・保育を必要とする事由に該当する
- ・保護者が育児休業期間中ではない



無償化の内容

新1号・新2号・新3号認定

→ 保育料25,700円まで無償化

※幼稚園が設定した保育料が月額25,700円
以上の場合は、超過分を園に支払う

※保育料が月額25,700円未満の場合

→ 入園年度は25,700円が無償化

→ 次年度以降は保育料と同額が無償化

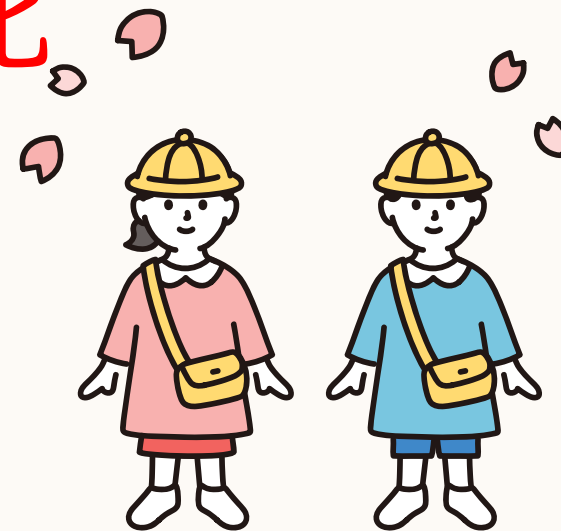


無償化の内容

新2号・新3号認定

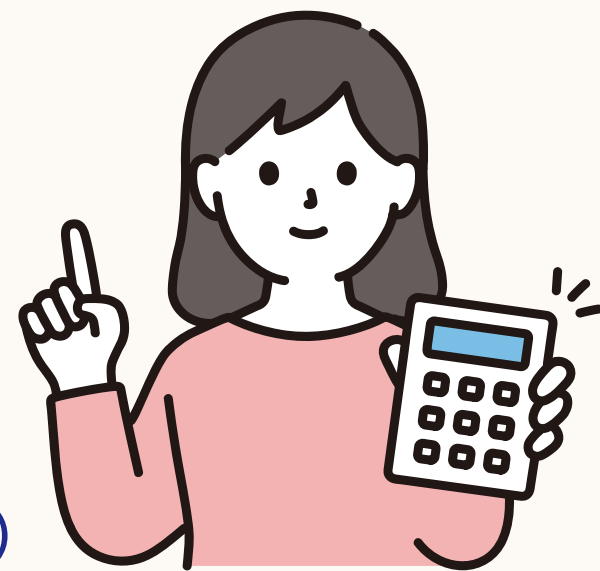
→預かり保育利用料のうち、

1日450円×月の利用日数まで無償化



給付までの流れ（預かり保育）

- ①新2号・新3号認定を受ける
- ②預かり保育を利用する（認定を受けずとも利用は可能）
- ③園に預かり保育利用料を支払う
- ④園が4～3月分の「領収書兼提供証明書」を記入…★（翌年度4月）
- ⑤保護者が★の内容を確認し、「施設等利用費請求書」を記入（翌年度4月）
- ⑥保護者が園に提出
- ⑦草加市から保護者の登録口座へ給付（翌年度5月下旬）



無償化の内容

新1号・新2号・新3号認定

→世帯の状況により給食費（副食費）の一部減免制度あり

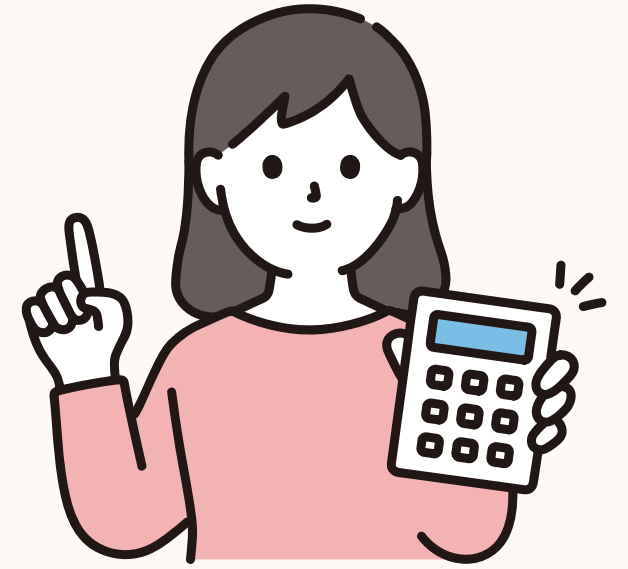
【対象】

- ①低所得世帯（世帯年収360万円未満相当）
 - ②小学校3年生以下の兄や姉が2人以上いる子ども
- ※対象者には市から通知
※市外からの転入者は課税（非課税）証明書の提出が必要



給付までの流れ〈給食費（副食費）〉

- ①新1号・新2号・新3号認定を受ける
- ②給食費を園に支払う
- ③副食費免除対象者に市が通知を送付
- ④園が4～3月分の「副食費に係る補足給付費証明書（裏面）」を記入…★
（翌年度4月）
- ⑤保護者が★の内容を確認し、「副食費に係る補足給付費証明書（表面）」を記入（翌年度4月）
- ⑥保護者が園に提出
- ⑦草加市から保護者の登録口座へ給付（翌年度5月下旬）



新1号認定を受けるための手続き

- ①入園時に「子育てのための教育・保育給付
認定(変更)申請書」を記入
- ②園に提出



新2号・新3号認定を受けるための手続き

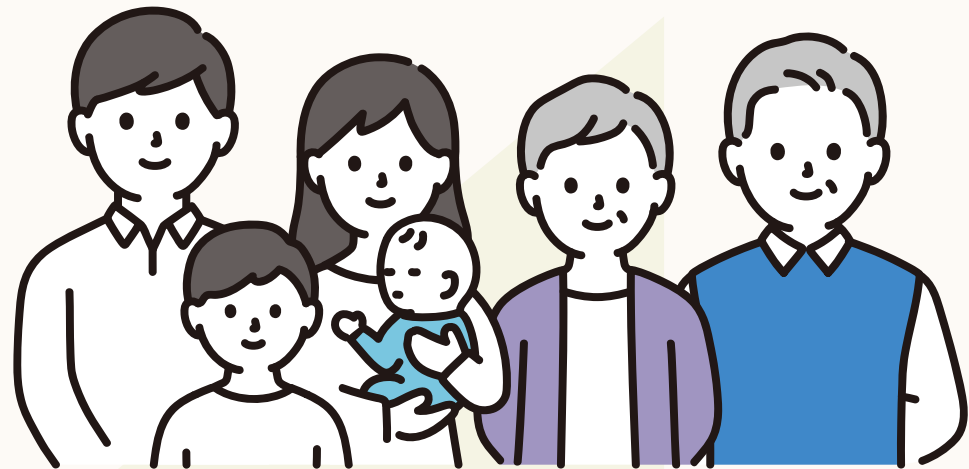
入園時または預かり保育無償化を希望する月の
前月末までに園（または保育課）に以下を提出

- (1) 「子育てのための施設等利用給付認定
（変更）申請書」
- (2) 保育を必要とする事由を証明する書類
- (3) 償還払い用口座登録用紙



保育を必要とする事由（保護者の状況）

- ①就労
- ②求職活動
- ③妊娠・出産
- ④疾病・障がい
- ⑤介護・看護
- ⑥就学・技能習得



保育を必要とする事由（保護者の状況）

①就労

- ・月48時間以上の就労を常態
- ・育児休業期間是非該当

【提出書類】

- ・就労証明書
- ・自営業の場合、証明書類が必要



自営業の添付書類

【A】中心者（事業主）

- ・最新年分の所得税確定申告書控え（第一表・第二表）
- ・開業届（1年以内に開業の場合）
- ・履歴事項（又は現在事項）全部証明書（1年以内に開業の場合）
- ・最新年分の源泉徴収票、支払調書、法人事業概況説明書 等

【B】協力者（親族が経営している会社に勤務）

- ・最新年分の所得税確定申告書控え（第一表・第二表）
- ・最新年分の源泉徴収票
- ・最新の給与明細



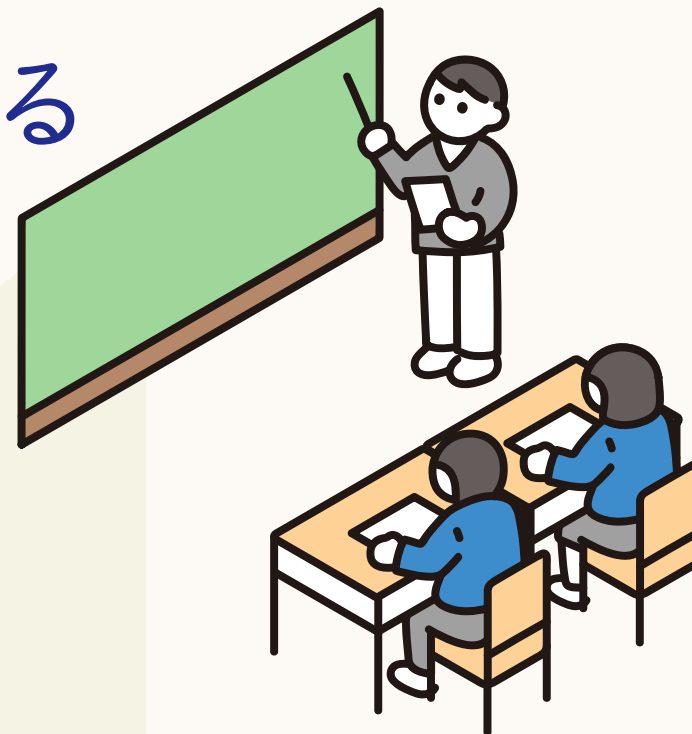
保育を必要とする事由（保護者の状況）

②求職活動

- ・求職活動を継続して行っている
- ・認定後2か月以内に就労を開始する

【提出書類】

- ・認定に関する誓約書



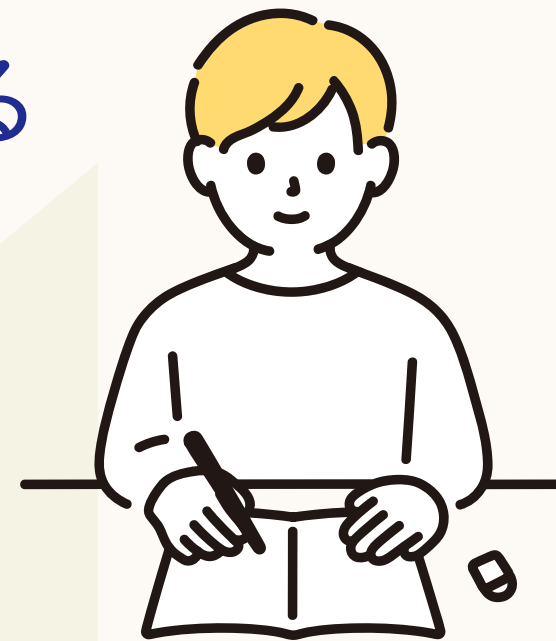
保育を必要とする事由（保護者の状況）

②求職活動

- ・就労が内定している
- ・認定後2か月以内に就労を開始する

【提出書類】

- ・内定先の就労証明書



保育を必要とする事由（保護者の状況）

③妊娠・出産

出産（予定）月が認定（希望）月の前後2か月にあること

【提出書類】

- ・母子健康手帳（氏名と出産予定日が記載されている部分）の写し



保育を必要とする事由（保護者の状況）

【求職活動、妊娠・出産】

認定期間終了日までに、
「子育てのための施設等利用給付認定
（変更）申請書」の提出が再度必要



保育を必要とする事由（保護者の状況）

④疾病・障がい

疾病、負傷、障がいを有すること

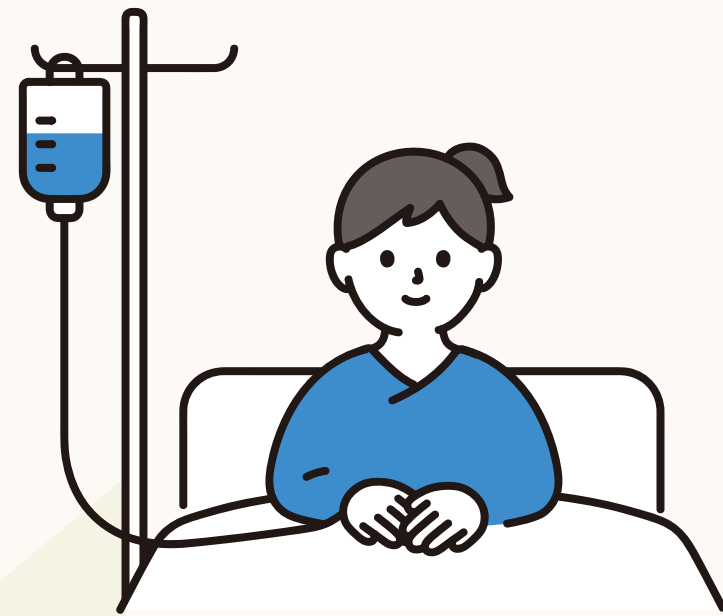
【提出書類（いずれか1点）】

- ・医師の診断書

（保育を行うことが困難であることが明記されたもの）

- ・障がい者手帳

（氏名や等級が記載されている部分）



保育を必要とする事由（保護者の状況）

⑤介護・看護

長期にわたる疾病、負傷、障がいをする親族を
常時（月48時間以上）介護・看護していること

【提出書類】

- ・介護看護状況申告書（全員）
- ・医師の診断書
（介護又は看護が必要であることが明記されたもの）
- ・障がい者手帳
（氏名や等級が記載されている部分）



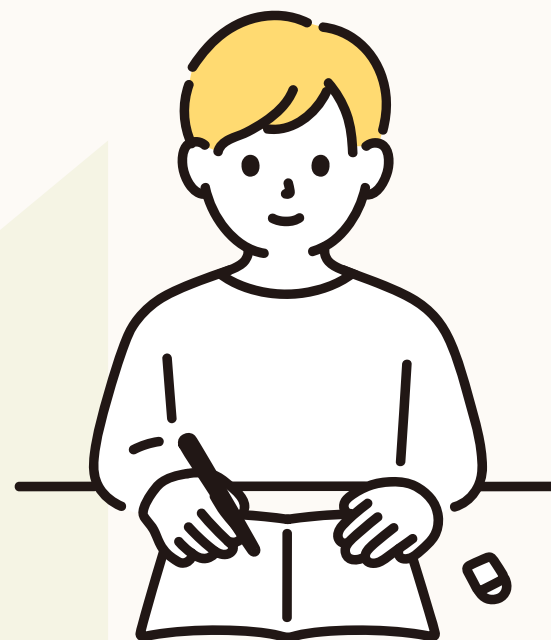
保育を必要とする事由（保護者の状況）

⑥就学・技能習得

学校（職業訓練校を含む）に月48時間以上通っていること

【提出書類】

- ・在学証明書（学生証）
- ・時間割表



該当者のみ必要な書類

母子又は父子世帯 ※事実婚は非該当

【離婚】及び【未婚】

以下のいずれか1点を提出

- ・ひとり親家庭等医療費受給者証
- ・児童扶養手当証明書
- ・父又は母の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の離別、死別等の記載があるもの

該当者のみ必要な書類

母子又は父子世帯 ※事実婚は非該当

【離婚予定の別居】

以下のいずれか1点を提出

- ・離婚調停中であることがわかる書類
- ・公正証書
- ・弁護士を通して離婚手続きを進めていることを証明する書類

該当者のみ必要な書類

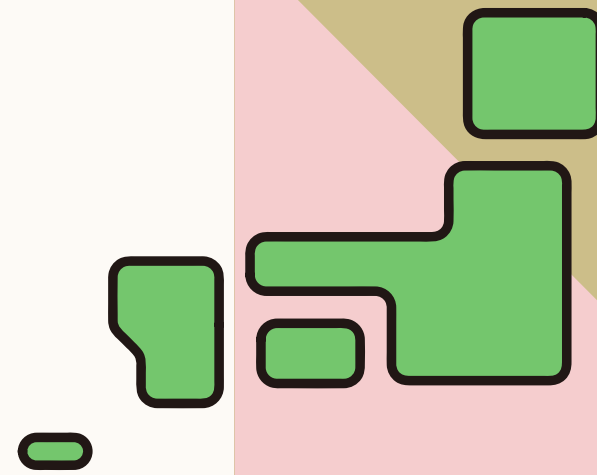
市外から草加市へ転入（予定）

【4～8月の認定を希望する場合かつ前年1月1日時点で市外在住】

・前年度市区町村民税の課税（非課税）証明書 ※写し可

【9～3月の認定を希望する場合かつ今年1月1日時点で市外在住】

・今年度市区町村民税の課税（非課税）証明書 ※写し可





認定こども園

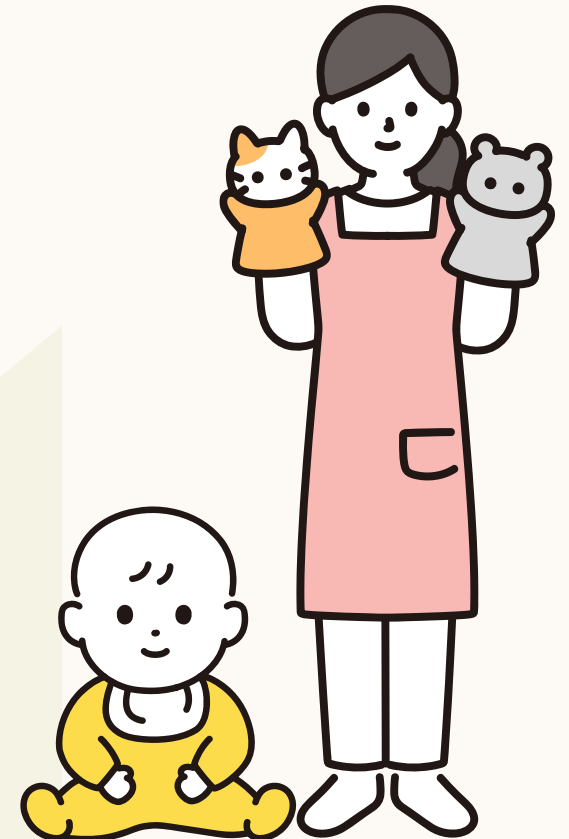
幼稚園と保育園の両方の機能を持つ認可施設



新制度移行幼稚園 (施設型給付幼稚園)

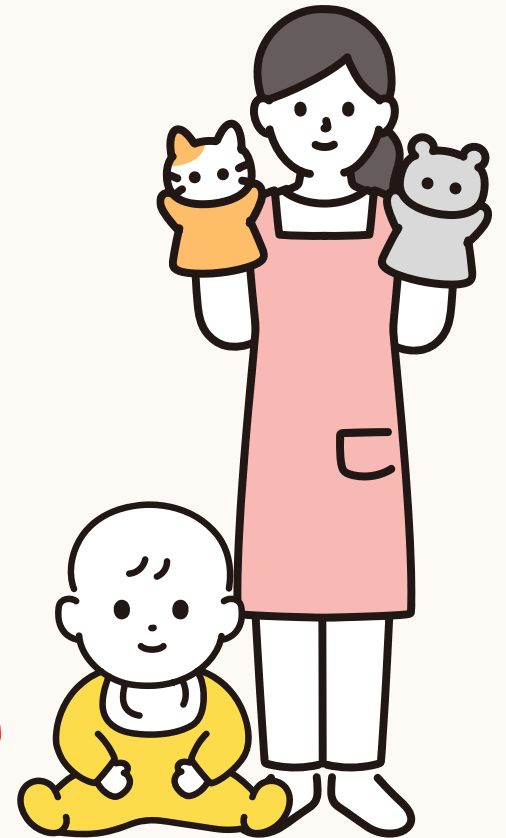
無償化対象のこども

- ・3歳児から5歳児クラスのこども
- ・市民税非課税世帯の2歳児クラスまでのこども



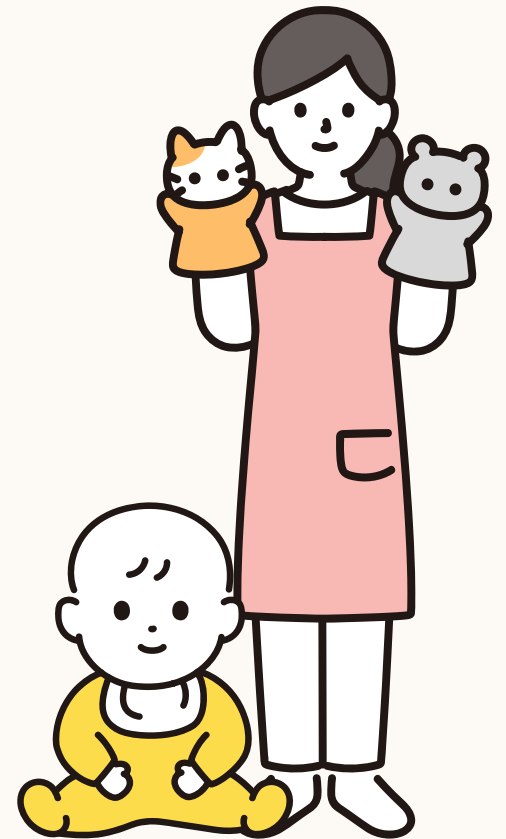
無償化の内容

- ・入園時に1号認定を受ける（全員）
→ 保育料は全額無償化
- ・預かり保育料の無償化を希望する場合、
新2号認定（3歳児クラス以上）もしくは
新3号認定（2歳児クラス以下）を受ける
→ 1日450円×月の利用日数まで無償化



1号認定を受けるための手続き

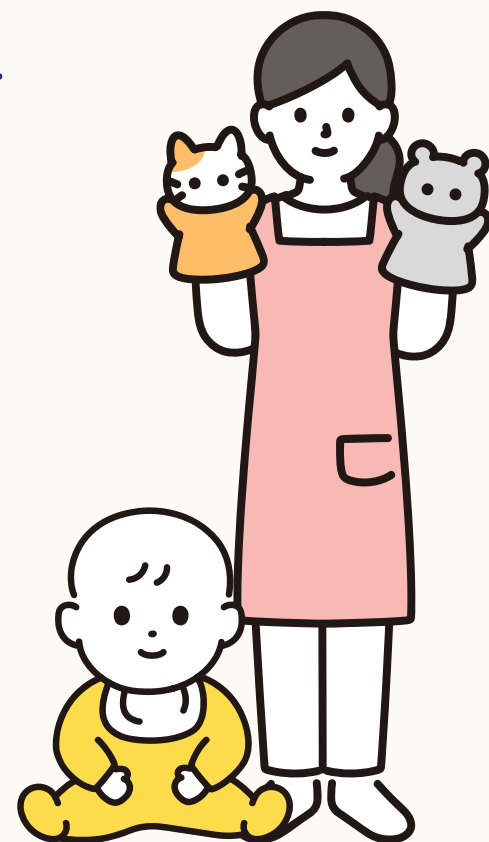
- ①入園時に「**子どものための**教育・保育給付認定（変更）申請書を記入
- ②園に提出



新2号・新3号認定を受けるための手続き

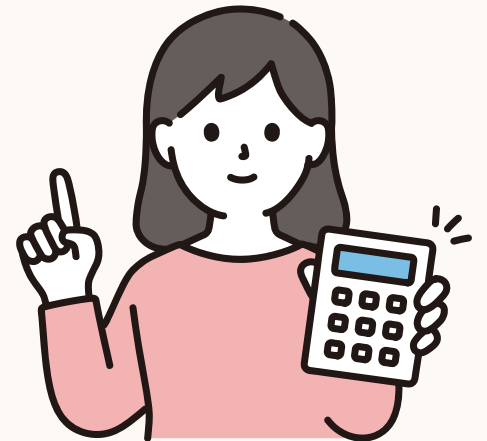
入園申込時または預かり保育無償化を希望する月の前月末までに園（または保育課）に以下を提出する

- (1) 「子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書」
- (2) 保育を必要とする事由を証明する書類
- (3) 償還払い用口座登録用紙



給付までの流れ(預かり保育)

- ①新2号・新3号認定を受ける
- ②預かり保育を利用する(認定を受けずとも利用は可能)
- ③園に預かり保育利用料を支払う
- ④園が4～3月分の「領収書兼提供証明書」を記入…★(翌年度4月)
- ⑤保護者が★の内容を確認し、「施設等利用費請求書」を記入(翌年度4月)
- ⑥保護者が園に提出
- ⑦草加市から保護者の登録口座へ給付(翌年度5月下旬)



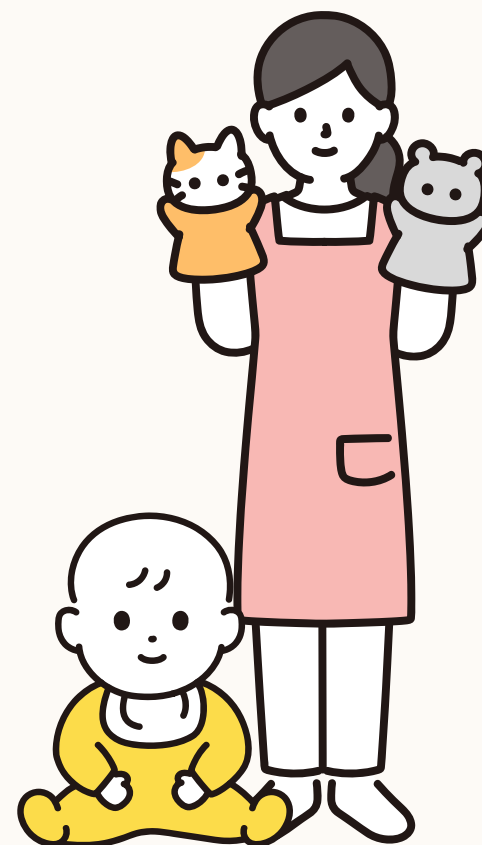


認可外保育施設等

認可外保育施設
事業所内保育所
ベビーシッター
ファミリーサポートセンター
一時預かり など

無償化対象のこども

- ・3歳児から5歳児クラスのこども
- ・市民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスのこども



無償化の内容

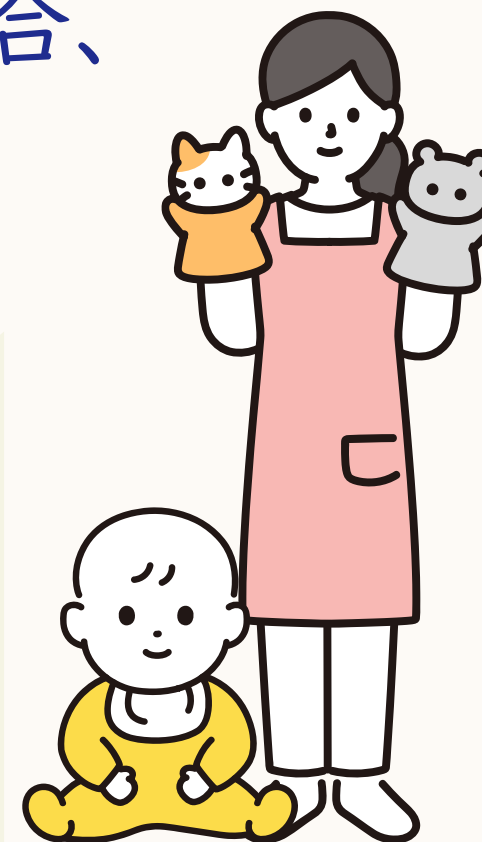
利用料（保育料）の無償化を希望する場合、
認定後に以下の金額まで無償化

新2号認定（3歳児クラス以上）

→ 月額上限37,000円まで

新3号認定（2歳児クラス以下）

→ 月額上限42,000円まで



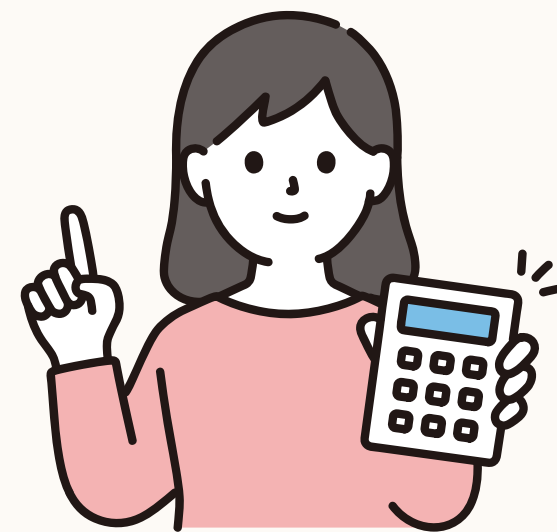
新2号・新3号認定を受けるための手続き

預かり保育無償化を希望する月の前月末までに保育課に以下を提出する

- (1) 「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」
- (2) 保育を必要とする事由を証明する書類
- (3) 償還払い用口座登録用紙

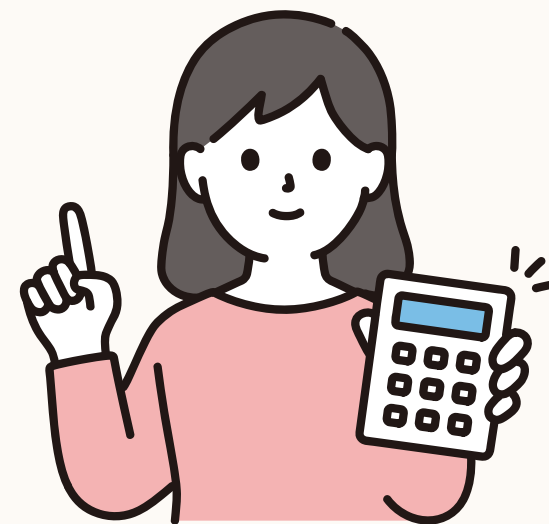


給付までの流れ（**前期分**利用料）



- ①新2号・新3号認定を受ける
- ②認可外施設等を利用する（認定を受けずとも利用は可能）
- ③園に利用料を支払う
- ④園が4～9月分の「領収書兼提供証明書」を記入…★（10月）
- ⑤保護者が★の内容を確認し、「施設等利用費請求書」を記入（10月）
- ⑥保護者が保育課に提出
- ⑦草加市から保護者の登録口座へ給付（12月）

給付までの流れ（後期分利用料）



- ①新2号・新3号認定を受ける
- ②認可外施設等を利用する（認定を受けずとも利用は可能）
- ③園に利用料を支払う
- ④園が10～3月分の「領収書兼提供証明書」を記入…★（翌年度4月）
- ⑤保護者が★の内容を確認し、「施設等利用費請求書」を記入（翌年度4月）
- ⑥保護者が保育課に提出
- ⑦草加市から保護者の登録口座へ給付（翌年度5月）

草加市 保育課

運営管理係 無償化担当

048-922-1491

www.city.soka.saitama.jp

Voice By ondoku3.com

